

令和 8 年 1 月
東京税関業務部

関 係 各 位

小切手による税関への納付の受付終了について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

紙の手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを受け、各銀行における小切手の取立（現金化）が行えなくなることから、税関における関税等の小切手による納付の受付を終了することをお知らせいたします。

【受付終了日】

令和 8 年（2026 年）2 月 28 日（土）

【問合せ先】

業務部収納課収納係

電話：03-3599-6333

お知らせ

令和7年12月
財務省・税関



令和8年（2026年）2月28日
をもって小切手による税関への
納付の受付を終了します

令和8年（2026年）3月末から順次、各銀行における小切手の取立（現金化）が行えなくなる（※）ため、税関においても、

- ・ 輸入貨物に係る関税等
- ・ 外国貿易船の入港に係るとん税

の小切手による納付の受付を終了します。

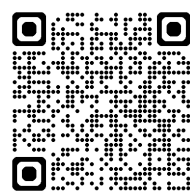
リアルタイム口座振替方式やマルチペイメント方式等の便利な納付方法がございますので導入をご検討下さい。

（※）産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っており、令和9年（2027年）3月末までに紙の小切手の交換が廃止されます。

リアルタイム
口座振替方式



マルチペイメント
ネットワーク方式



こちらも
チェックして
欲しいワン！



税関ホームページ www.customs.go.jp/

